

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		シビックプライドの推進に関する検討委員会(第6回)				
事務局 (担当課)		観光・シティプロモーション課 電話 042-707-7045(直通)				
開催日時		令和2年9月10日(木) 18時30分～19時50分				
開催場所		緑区合同庁舎 4階 集団指導室1, 2				
出席者	委員	5人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	7人 (シビックプライド推進部長、観光・シティプロモーション課長、 他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由						
会議次第		1 開 会 2 シビックプライドに関する条例の概要(案)について 3 その他 4 閉 会				

## 審 議 経 過

第6回会議について、主な内容は次のとおり。

( 〇 は委員の発言、 △ は事務局の発言 )

### 1 開 会

### 2 シビックプライドに関する条例の概要(案)について

事務局より、別紙「資料1」及び「資料2」により条例の概要(案)について説明を行った。なお、条例の概要(案)については、今後の法制部門との調整において、記載できない事項や文言の修正等がある。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

資料1にある第9条の記述について、他の記述と異なり点線で囲ってあるが、何か理由があるのか。

第9条は、「計画を策定する」という規定であるが、市では既にシティセールスに関する指針を策定しており、職員向けではあるが、指針に基づいた計画(戦略)も策定している。条例に基づいた計画を更に策定すると、同じような計画が出来てしまったり、既存のものとの整合性が図れず検討が必要なため、点線で囲い表記している。

既存の指針の改定年度が決まっていれば、附則で「第9条は 〇年からスタート」というような書き方もある。

検討委員会の意見を十分踏まえている案となっており、一般的な条例の文章ではなく、たいへん分かりやすく、親しみやすくなっている。

「さがみん」条例という通称名や、縦読みの仕掛け、後文があるなど、たいへん感動した。

分かりやすい内容である。これをどのように伝えていくかが、次の課題である。目指す方向性が分かりやすい内容であると思う。このままの内容で条例化してほしい。全国初となるものなので、条例の形式は前例にとらわれないでほしい。条例名にある「さがみはら」がひらがなということもあり、若い人にとっても読みやすいのではないかと感じた。

後文については、前文と同じようにまとめるのかと想像していたが、「さがみん」からのメッセージとなっており、「さがみん」の愛のようなものを感じた。

「全国の自治体に先がけて」と入れていただきたい。この条例が全国初だということが分かる。

官庁用語である「施策」、「予算措置を講ずる」などは避けたい。

ひらがな表記にさせていただきたい箇所があるので、見直してほしい。

第11条に「連携及び協力」とあるが、「連携」はシビックプライド条例には強い言い方のように感じるので、「協力」のみで十分伝わると思う。

「さがみはらファン」の定義として「相模原市が好きな人のこと」とあるが、既に相模原市に住んでいる人の中には、好きだという気持ちがない人もいると思う。そのような人が見た時に、さがみはらファンを他人事だと思って聞くと、前文自体が中に入ってこないのではないか。

市民は「市」と聞くと「市役所」をイメージしてしまうため、「市、地域」とした方がよいのではないか。

後文の中で、「自慢」の代わりに「紹介したくなる」としてはどうか。

条例名について、「シビックプライド」にルビを振ることが難しいのであれば、括弧書きで「市・地域への誇り、愛着」としてはどうか。

条例の構成等について、これまで培ってきた市の統一的なものがあるとのことだが、時代は変わってきている。変えるところは変えていかなければならない。

委員会としての意見は出揃ったが、事務局の課題はあるか。

全国の自治体にはないような条例（案）をお示ししたが、今後、法制部門と調整を進めていく中で、実現できない表記も想定される。「ですます調」、「前文」については、実現したいと考えている。

条例は憲法を頂点として連なる例規なので、整合性を図る必要がある。条例中においては、曖昧な表現は避けなければならない、他の条例との整合性や論理的な齟齬などもないようにしている。

一般的な条例とかけ離れたものとする、これは条例でなければならないのか、ということになる。第2回の検討委員会では、皆さんから条例が必要とのご意見をいただいたが、宣言なども考えられる中で、本当にこれが条例である必要があるのか、再度、皆さんに確認したい。

この委員会は市長の「シビックプライドを醸成するために条例を作りたい」という思いが発端である。委員会としては市長から諮問を受けて議論を重ね、条例と言う結論を出した。

内容については、可能な限り検討委員会の意見を反映していただきたい。

同じ法規でも自治体によって表記の仕方はかなり異なるため、市の裁量があるはず。全てを盛り込むのは難しいと思うが、縦読み、前文、後文の3要素は盛り込んでほしい。

条例と宣言では位置づけが異なる。宣言になると、条例を期待していた市民は失望する。

例えば、条例は一般的なものとして、今回の条例（案）を市民にアピールする際の宣言のようなものにしてはどうか。

初めての事はハードルが高いものである。できるだけ実現できるようにしていただきたい。

今後のスケジュールはどのように考えているか。

今後、庁内調整を行い、10月上旬頃に検討委員会を開催し、庁内調整の結果をお伝えさせていただき、その後、答申をしていただく予定である。

その後は、再度、庁内調整を行い、12月議会で概要を説明する。12月中旬から1月にかけてパブリックコメントを実施し、3月議会で条例（案）を提案する予定となっている。

本日の会議録にこの条例（案）を記載していただきたい。庁内調整において、今回の条例（案）が大きく変わってしまうことも想定されるが、検討委員会においては、このような議論があったということを残しておきたい。

条例（案）を記載することは可能である。本庁にある行政資料コーナーでは、会議録だけではなく、会議資料も公開している。

### 3 その他

（仮称）シビックプライド条例制定に向けた市民意見の聴取の一つとして、10月24日（土）にオンラインのZOOMを活用したワークショップを開催する。また、その模様をYouTubeでライブ配信する。

ワークショップでは、誇りに思えるまちや、愛着の持てるまちなど、参加者がシビックプライドについて考える契機となり、また醸成に繋がるようなものをテーマとして取り上げる。

参加者数は20名程度とし、9月15日号の広報さがみはらで募集を行う。

以上

## シビックプライドの推進に関する検討委員会（第6回）委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	加藤 優季	学生		欠席
2	北村 俊明	株式会社 読売広告社 ひとまちみらい研究センター 所長		欠席
3	佐藤 鉄郎	一般社団法人 藤野観光協会 事務局長	副委員長	出席
4	高田 泉	公募委員		出席
5	野村 邦丸	フリーアナウンサー ラジオパーソナリティー		欠席
6	長谷川 彩華	公募委員		出席
7	牧瀬 稔	関東学院大学 准教授	委員長	出席
8	山田 康博	公益社団法人 相模原青年会議所 専務理事		出席

## さがみはら市シビックプライド条例（案）の解説

さがみはら市みんなのシビックプライド条例

市・地域への誇り、愛着

（通称：さがみん条例）

（前文）

さがみはら市は、これまで周辺のまちと合併を繰り返して成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため市内の多彩な魅力が人びとを呼び込み、古くから本市に住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まったばかり知れない可能性に満ちたまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはら市が大好きですか？あなたの大好きなさがみはら市を自らみんなに発信し、さがみはらが大好きな「さがみはらファン」が市内外に溢れている、そんなまちになることを願い、本市に関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

&lt; 条例名 &gt;

「みんな」とは、相模原市に何らかの関わりのある個人・団体など全てを含みます。この条例が、相模原市に関わりのあるみんなに向けたものであることを示すため、また、この条例が、みんなに親しんでもらい、みんなのものになることを願い、条例名中に「みんなの」という言葉を入れています。

「シビックプライド」という言葉は、現在のところ一般的ではないため、「市・地域への誇り、愛着」とルビを振っています。

条例名中に「相（さが）」、「みん」とあることから、誰よりも市や地域に誇りや愛着を持ち、これまで誰よりも市のPRを行ってきた市マスコットキャラクター「さがみん」に敬意を表し、通称名を「さがみん」条例とします。

&lt; 前文 &gt;

第1段落

本市がこれまで近隣のまちと合併を繰り返しながら発展したことから、自然豊

かさと都市部の両方をあわせ持ったまちの魅力を示しています。

また、こうした魅力により本市に移り住んできた人も含めて、本市には、多様な価値観を持った人が集まっていることによって、将来の可能性に満ちたまちであることも魅力であることを示しています。

この条例の制定をスタートとして、市に関わりのあるみんなが思う市や地域への誇りや愛着を高めることによって、どんな時でもみんなが一つになれるまちを目指す決意を示しています。

## 第2段落

・市のどのようところが好きになるかは、人それぞれで、決して強制するもの、強制されるものではありません。

また、それぞれの好きなところを発信することも、発信しないことも自由です。

### ( 条例の目的 )

第1条 この条例は、相模原市に「さがみはらファン」が溢れるまちを目指して、市に関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

この条例の目的を示しています。

市に関わりのあるみんなが、市のどのようところに誇りや愛着を持つか、また、持たないことも自由です。

### ( 言葉の意味 )

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

#### ( 1 ) シビックプライド

相模原市と関りのあるみんなの市に対する誇りや愛着、共感のことです。

#### ( 2 ) さがみはらファン

相模原市を好きな人のことです。

( 1 ) 「相模原市と関りのあるみんな」とは、市内に住んでいる方、市内に通勤・通学している方、市内で活動している団体など、本市と何らかの関り

がある全ての主体をいいます。

(2)「さがみはらファン」とは、市民等に限らず、相模原市を好きな人を言います。また、「相模原市」は基本的には市全域をいいますが、行政区、地域などが好きな方も「さがみはらファン」に含みます。

(基本的な考え方)

第3条 相模原市と関りのあるみんなが、市への誇りや愛着を持つかどうかは自由で決して強制するもの、強制されるものではありません。相模原市に関わりのあるみんなと市は、個人の思いを尊重しつつ、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

この条例の基本的な考え方として、シビックプライドを高める取組は、個人の意思を尊重することを示しています。

(市長が頑張ること)

第4条 市長は、自らトップセールスで市の魅力を発信し、シビックプライドを高める施策を推進します。

目的を達成するための市長の取組を規定しています。

住民の代表である市長は、住民の先頭に立ち、自ら積極的に市や地域の魅力を発信するとともに、シビックプライド向上に資する施策を推進することを規定しています。

(市が頑張ること)

第5条 市は、シビックプライドを高めるための総合的な施策を推進します。

目的を達成するための市の取組を規定しています。なお、「市」には、市議会、市議会議員、市職員も含みます。

シビックプライドを、効果的、効率的に高めるためには、市が中心となり、総合的に施策を推進していく必要があることから、規定しています。

( 緑区・中央区・南区が頑張ること )

第 6 条 緑区・中央区・南区は、各区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための施策を推進します。

目的を達成するための行政区の取組を規定しています。

自然豊かな景色が広がり、キャンプや釣りなどのアウトドア・アクティビティを楽しめる緑区、宇宙科学研究の最先端「JAXA」をはじめ、スポーツ、文化など様々な施設が集まる中央区、利便性に優れ、大規模商業地ながら公園や緑地などの憩いの場も充実している南区と各行政区の特徴は異なるため、それぞれの区が特徴を活かした施策を推進していく必要があることから市とは別に規定しています。

( 相模原市に関わりのあるみんなへの期待 )

第 7 条 相模原市に関わりのあるみんなは、市への関心と理解に努めるものとします。

相模原市に関わりのあるみんなの具体的な行動を示しています。

「市への関心と理解」は、相模原市に限らず、地域への関心と理解でも構いません。また、市や地域の魅力、歴史、文化など、どのようなところに関心を持つかは自由です。

( さがみはらファンへの期待 )

第 8 条 さがみはらファンは、更なるさがみはらファンの獲得のため、自らが思う市の魅力発信に努めるものとします。

さがみはらファンの具体的な行動を示しています。

さがみはらファンによる魅力発信は、強制するものではありません。一人一人のペースで、自由に、それぞれの方法で行っていただくものです。

( 計画の策定 )

第 9 条 市は、シビックプライドを高める施策を総合的かつ計画的に推進するため、 計画を作ります。

シビックプライドを高める取組を具体化するための計画を策定することを示しています。

計画は、「基本的な考え方」に基づき、市長、市、行政区、さがみはら市に関わりのあるみんな、さがみはらファンの具体的な取組を明確にするものです。

( 市の予算 )

第 10 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な予算措置を講ずるものとします。

市は、シビックプライドを高める取組に係る予算を措置することを示しています。この条例の目的達成のためには、様々な取組を推進することが必要であることから、その取組に必要な経費を措置することを想定しています。

( 連携及び協力 )

第 11 条 さがみはらファンと市は、お互いに連携及び協力し、一体となってシビックプライドを高めるための取組を行い、さがみはらファンの増加に努めるものとします。

この条例の目的達成のために、さがみはらファンと市の連携及び協力することを示しています。

シビックプライドを効果的、効率的に高めるためには、市の取組だけでなく、さがみはらファンと連携、協力して進める必要があるため規定しています。

( 条例の見直し )

第 12 条 この条例は、施行後 2 年、その後は 4 年毎に、この条例の施行の状況について検討し、その結果に基づいて必要な規定の見直しを行います。

この条例の第 4 条において、「市長の取組」を規定していることから、その任

期毎に市長や市の取組を評価、検討し、その結果に基づき必要な規定の見直しを行うことを規定しています。

(後文)

みんなは相模原市が好きですか？私は相模原市が大好き。みんなに相模原市のことをもっと知ってもらって、さがみはらのファンになってほしいから、色々なところにお出かけして、相模原市をPRしているよ。

「どんな時でも、みんなの心が一つになれるまち」

「住んでいてよかった、住みたいと思えるまち」

「みんなに自慢できる、自慢したくなるまち」

みんなが相模原市に誇りや愛着をもってくれて、こんなまちになるといいね。

市マスコットキャラクター「さがみん」より



誰よりも市や地域に誇りや愛着を持ち、これまで誰よりも相模原市のPRを行ってきた市マスコットキャラクター「さがみん」から、市に関わりのあるみんなへのメッセージです。

「さがみん」は、みんなが相模原市を好きになり、誇りや愛着を持ってくれることを願っています。

## さがみはら市シビックプライド条例（案）

市・地域への誇り、愛着  
さがみはら市みんなのシビックプライド条例

（通称：さがみん条例）

（前文）

さがみはら市は、これまで周辺のまちと合併を繰り返して成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため市内の多彩な魅力が人びとを呼び込み、古くから本市に住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まったはかり知れない可能性に満ちたまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはら市が大好きですか？あなたの大好きなさがみはら市を自らみんなに発信し、さがみはらが大好きな「さがみはらファン」が市内外に溢れている、そんなまちになることを願い、本市に関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

（条例の目的）

第1条 この条例は、相模原市に「さがみはらファン」が溢れるまちを目指して、市に関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

（1）シビックプライド

相模原市と関りのあるみんなの市に対する誇りや愛着、共感のことです。

（2）さがみはらファン

相模原市を好きな人のことです。

（基本的な考え方）

第3条 相模原市と関りのあるみんなが、市への誇りや愛着を持つかどうかは自由で決して強制するもの、強制されるものではありません。相模原市に関わりのあるみんなと市は、個人の思いを尊重しつつ、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

(市長が頑張ること)

第4条 市長は、自らトップセールスで市の魅力を発信し、シビックプライドを高める施策を推進します。

(市が頑張ること)

第5条 市は、シビックプライドを高めるための総合的な施策を推進します。

(緑区・中央区・南区が頑張ること)

第6条 緑区・中央区・南区は、各区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための施策を推進します。

(相模原市に関わりのあるみんなへの期待)

第7条 相模原市に関わりのあるみんなは、市への関心と理解に努めるものとし  
ます。

(さがみはらファンへの期待)

第8条 さがみはらファンは、更なるさがみはらファンの獲得のため、自らが思う  
市の魅力発信に努めるものとします。

(計画の策定)

第9条 市は、シビックプライドを高める施策を総合的かつ計画的に推進するため、  
計画を作ります。

(市の予算)

第10条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な予算措置を講ずるものと  
します。

(連携及び協力)

第11条 さがみはらファンと市は、お互いに連携及び協力し、一体となってシビ  
ックプライドを高めるための取組を行い、さがみはらファンの増加に努めるもの  
とします。

(条例の見直し)

第12条 この条例は、施行後2年、その後は4年毎に、この条例の施行の状況に  
ついて検討し、その結果に基づいて必要な規定の見直しを行います。

(後文)

みんなは相模原市が好きですか？私は相模原市が大好き。みんなに相模原市のこ  
とをもっと知ってもらって、さがみはらのファンになってほしいから、色々なところ  
にお出かけして、相模原市をPRしているよ。

「どんな時でも、みんなの心が一つになれるまち」

「住んでいてよかった、住みたいと思えるまち」

「みんなに自慢できる、自慢したくなるまち」

みんなが相模原市に誇りや愛着をもってくれて、こんなまちになるといいね。

市マスコットキャラクター「さがみん」より

